



陳情書

令和7年6月6日

長崎市会議議長 様

【件名】

建築部住宅政策室職員の不適切な対応に関する陳情書

私は、令和7年度 移住支援空き家リフォーム補助金の申請に関連して、建築部住宅政策室の窓口を訪問いたしましたが、その際の職員対応において不適切と感じざるを得ない点が多々あり、以下の通り陳情申し上げます。

【経緯】

令和7年6月2日（月）、当該補助金の申請に必要な書類一式を準備し、市役所の窓口を持参いたしました。特に、見積書については修正の可能性を考慮し、印刷せずパソコン画面で提示しました。対応したのは、建築部住宅政策室の職員である[REDACTED]（いずれも敬称略）の3名で、内容を確認いただいた上で、「費目が『未設定』と表記されている箇所のみを修正すれば問題ない」とのご説明を受けました。

その後、指摘された箇所を修正し、6月6日（金）に再度書類一式を持参しましたが、誤って、『未設定』の箇所を修正する前の見積書を持参してしまったことに気づき、修正済のものを取り戻ることとしました。その際、万一、他にも不足があった場合のために、私の携帯番号を職員に伝えました。

その帰途、上記職員の1人から電話があり、「補助対象外の項目があるため、金額が変わる」との連絡を受けました。内容を尋ねたところ、「ガスコンロが対象外」とのこと。さらに「他にも対象外となる項目がある」と言われ、非常に戸惑いました。6月2日の訪問時に見積書を提示した際には、そのような説明は一切なかったため、極めて不合理で不適切な対応と感じております。

また、補助対象外の工事については、公式ホームページに掲載されている資料にも「ガスコンロ」という記載はなく、類似の記載も見受けられません。同日、その点を再度問い合わせた際には、「内部の『要項』に基づいて判断している」との説明を受けましたが、その『要項』なるものは市民に公開されていないものであり、公開資料と異なる基準が適用されていることに大きな不信感を抱いております。

【問題点】

1. 市民が事前確認のために訪問し、見積書を提示していたにもかかわらず、後日になって別の理由で却下されるのは極めて不適切であり、職務上の誠実さを欠いていると考えます。
2. 「ガスコンロ」が補助対象外であるという明確な根拠が、市民に開示されている情報には存在しないこと。

3. 公開されていない内部資料（いわゆる「要項」）に基づいて補助の可否を判断するという姿勢は、透明性に欠け、市民の理解を得ることが困難です。

4. 本来、最初の訪問時に確認できたはずの事項を、その後になって指摘するのは、市民に無用な手間と不信を与えるものであり、行政対応として不適切です。

【要望事項】

1. 対応した職員 [REDACTED] については、少なくとも今後の窓口対応から外すなど、適切な処分を検討いただきたく存じます。

2. 市民に対して公開されていない「要項」等の内部規程によって補助対象の判断が行われる現状については、速やかに見直しを行い、必要な情報は公開すべきです。

3. 今後同様のトラブルを防止するため、窓口における職員の説明体制・内部確認体制を再構築し、事前相談の有効性が保たれるよう改善を求めます。

以上、行政の公正性・透明性の確保と、市民サービスの向上を願い、ここに陳情いたします。

敬具

長崎市中新町16-15

岩井 杏介

携帯: [REDACTED]

メール: [REDACTED]